

石川県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 石川県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱（令和7年12月25日老発1225第5号厚生労働省老健局長通知）及び石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(交付目的)

第2条 この補助金は、人材不足が喫緊の課題である訪問介護等のサービスについて、経験年数が短い訪問介護員等への同行支援や、周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費への支援をすることにより、介護保険制度の円滑な運営に資することを目的とする。

(交付対象)

第3条 この補助金は、石川県内で介護保険法上の指定を受けた訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所および夜間対応型訪問介護事業所へ交付する。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、令和8年7月1日から令和9年1月31日までの範囲内とし、追加募集を行なった場合には、別途定める日から令和9年1月31日までの範囲内とする。

(補助対象事業)

第5条 この補助金は次に掲げる事業を対象とし、補助対象経費、補助基準額等は、別表のとおりとする。

(1) 経験年数が短い訪問介護員等への同行支援

訪問介護事業所等における経験年数の長い訪問介護員等の技術を着実に継承するため、当該訪問介護員等が、一定期間、経験年数の短い訪問介護員等や訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費を対象とする。

(2) 周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費への支援

訪問介護事業所等の周辺の事業所の休止・廃止や、新規利用者の受け入れ停止等により、当該事業所の利用者を受け入れる場合等に生じる人材確保に関する経費、利用者の引継等に関する経費など一時的なかかり増し経費を対象とする。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる

ものとする。

- 2 前項の規定により算出された額に係る交付申請の総額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に係る書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第8条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 本補助金の交付決定に関しては、次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 本事業に要する経費の変更(補助金の交付決定額の20%以内の減額による変更の場合を除く。)若しくは本事業の内容の変更をする場合には、補助金変更承認申請書(第2号様式)に係る書類を添えて、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、廃止(中止)承認申請書(第3号様式)を提出し、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第6号)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) その他、知事が必要と定めた事項を遵守しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了の日から別に定める期日までに補助金実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による報告を受け、その内容を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、知事が別に定める方法により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 本補助金の支払いは精算払により交付する。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、補助金請求書（様式第5号）に関係書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、既に交付された一部又は全部の補助金について、期間を定めて返還を命じるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付要件又はこれに付した条件に違反したとき

(4) 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処されたとき

(5) 交付を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき

2 知事は、重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、補助金の交付が適当でないと認められた場合、補助金の交付決定を取り消し、一部又は全部の返還を命ずることがある。

(雑則)

第14条 この要綱に定めのない事項及び補助金の交付に関し必要な事項は、別途、知事が定めるところによる。

附則

この要綱は、令和8年6月29日から施行する。

別表

(1) 経験年数が短い訪問介護員等への同行支援

補助対象経費	基準額
経験年数の長い訪問介護員等が経験年数の短い又は訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し指導を行う取組に要する経費 (経験年数の短い訪問介護員等1人につき30回まで)	① 金沢市の特定事業所加算算定対象外地域又は内灘町に事業所が所在する場合 30分未満の同行支援1回につき2,500円 30分以上の同行支援1回につき4,000円 ② 上記①の地域以外に事業所が所在する場合 30分未満の同行支援1回につき3,500円 30分以上の同行支援1回につき5,000円

(2) 周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費への支援

	補助対象経費	基準額 (※1)
人材確保に関する経費 (※2)	新規職員の採用等に係る費用(※3) <採用関連> ・求人広告掲載費 ・採用担当職員の交通費 ・採用面接の会場費 ・選考に係る事務費用 ・ユニフォームやタブレットの購入費用等 <研修関連> ・新規採用職員の研修・教育費 (研修講師への謝金や外部研修の参加費)	30万円
	休廃止事業所の利用者受入に伴う一時的なかかり増し経費 ・利用者受入れに伴う職員の時間外労働に要する費用 (※4)	20万円
	同一法人内の応援・派遣に係る経費 ・応援職員の旅費・宿泊費(遠方からの応援の場合) ・応援元事業所への手当	10万円
利用者の引継等に関する経費	休廃止事業所の利用者情報の引継・契約関連事務費 ・契約書作成に係る事務経費、休廃止事業所の記録等の引継やケアマネジャー等多職種連携の引継に要する費用(会議費用等) ・利用者宅への事前訪問やサービス担当者会議への参加にかかる移動コスト(ガソリン代・公共交通機関の運賃)等	10万円 (※5)

(※1) 1事業所当たりの金額。ただし、集合住宅等(サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等)の併設事業所は補助対象から除くものとする。

- (※2) 周辺事業所の休廃止等としては、周辺事業所の休止又は廃止のほか、周辺事業所が新規利用者の受入れを停止している場合等が想定される。なお、「休廃止事業所の利用者受入れに伴う一時的なかかり増し経費」を除き、(サービス提供を継続する事業所における) 訪問介護員等の急な退職に伴うかかり増し経費も助成対象とする。
- (※3) 経験年数が短い訪問介護員等への同行支援との併用も可能。
- (※4) 休廃止事業所の利用者受入に伴い増加した時間外労働に要する費用そのものが対象ではないことに留意。(休廃止事業所の利用者受入れ前後の支出増加額が介護保険収入の増加額より大きい場合に、支出増加額のうち時間外労働に係る費用が補助対象。)
- (※5) 周辺事業所が新規利用者の受入れを停止している場合等、周辺事業所の休廃止以外の事由に伴う受入れの場合は3万円。